

**地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の  
山口県が定める基準を満たす研修等の開催について**

当該研修の主な基準は、以下のとおりです。

- 研修実施機関は、地域包括支援センター、日本(山口県)介護支援専門員協会、市町村及び都道府県であること
- 研修内容は、「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」により実施される主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修で取り扱う内容に準じたものであること
- 時間数は、5時間以上であること

- ◆ 令和元年度実施研修（令和元年11月1日現在）  
 ※研修実施の届出があったものから順次、掲載しています。  
 ※研修の受講申込等については、各研修の問い合わせ先におたずね下さい。

## 【No.17】

研修名称	「相談支援専門員と介護支援専門員の連携研修」～事例検討から学ぶ～
日程	令和元年12月20日(金)午前11時00分から午後5時00分
申込期間	令和元年11月1(金)～令和元年11月30日(土)
内容	<p>講義  「共生型サービス」が創設された背景と障害福祉サービスについて  「共生型サービス」の課題や「自立生活援助」の実情</p> <p>事例検討  「障害から介護への移行事例」について、相談支援専門員と介護支援専門員が事例を発表し、AグループとBグループに分かれて「野中式」で検討  各発表者が簡単な事例の説明と手だてを説明後、8名1グループで今後の連携について意見交換を実施</p>
対象者	下関市内の事業所に勤務している(主任)介護支援専門員
研修実施機関	下関市介護支援専門員協会
研修に関する 問い合わせ先	(所属)下関市介護支援専門員協会 (氏名)船津 幸美 (電話)083-257-3495
備考	開催要項掲載先:山口県介護支援専門員協会HP ( <a href="http://www.y-cma.jp/index/page/id/860">http://www.y-cma.jp/index/page/id/860</a> )